

平成 28 年の休業 4 日以上の死傷者数は 103 人

- 対前年比 16 人(約 18.4%)増加 -

名瀬労働基準監督署管内で平成 28 年に発生した労働災害について、内訳等を以下に記載します(裏面も参照ください)。

業種別の死傷者数の割合は、第三次産業 41 人(39.8%)、建設業 25 人(24.3%)、製造業 9 人(8.7%)、陸上貨物運送事業 8 人(7.8%)、林業 7 人(6.8%)の順となっています。また、第三次産業の内訳では、保健衛生業 16 人(15.5%)、商業 9 人(8.7%)の順となっています。

一方、事故の型別の割合でみると、転倒 29 人(28.2%)、墜落・転落 21 人(20.4%)、動作の反動・無理な動作 12 人(11.7%)の順となっており、近年の傾向に変わりはありません。

転倒災害には、「滑り、つまずき、踏み外し」の 3 種類に大別されますが、その原因としては、「床が滑りやすい素材である、床に水や油が飛散している、ビニールや紙など滑りやすい異物が床におちている」(滑り)、「床の凸凹や段差がある、床に荷物や商品などが放置されている」(つまずき)、「大きな荷物を抱えるなど足元が見えない状態で作業している」(踏み外し)ことなどが考えられ、その対策としては、「歩行場所に物を放置しない、床面の汚れ(水、油、粉など)を取り除く、床面の凸凹・段差などの解消」、「滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行、足元が見えにくい状態で作業しない」ことなどが必要です。

墜落・転落災害の防止については、「高所で作業する際は必ず安全な作業床を設置する」ことなどが必要です。

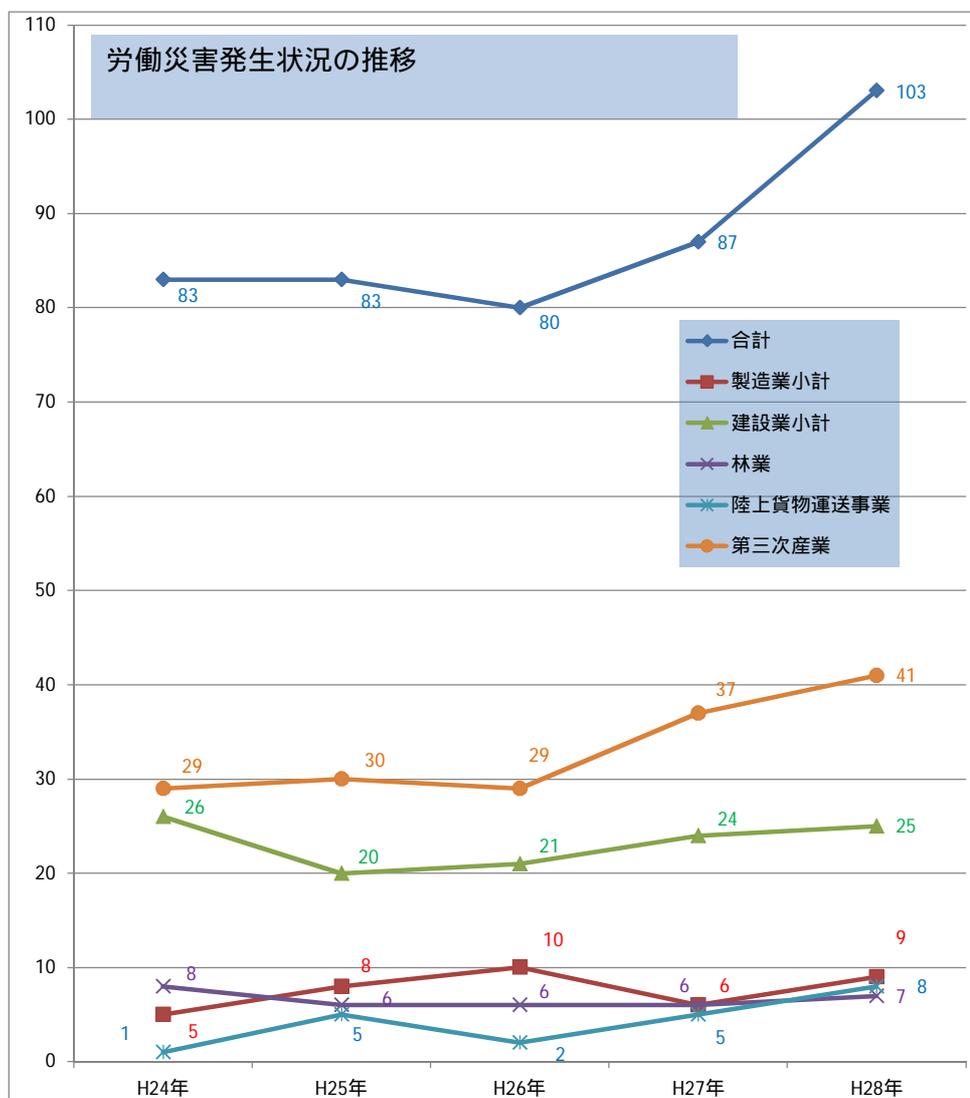
動作の反動・無理な動作による災害は、主に腰痛であることから、「前屈、中腰、ひねり、後屈ねん転など不自然な姿勢を取らないようにする」ことなどが必要です。

当署では、業種横断的な重点的取組となる転倒災害及び交通労働災害の防止対策や建設現場における三大災害(墜落・転落災害、車両系建設機械・クレーン等災害、倒壊・崩壊災害)の防止対策、災害多発業種である第三次産業、建設業、製造業、陸上貨物運送事業における災害防止対策に努めることとしています。

業種別年別災害発生状況

名瀬労働基準監督署

業種	平成 24 年			平成 25 年			平成 26 年			平成 27 年			平成 28 年		
	死亡	休業	計	死亡	休業	計									
01 製造業小計	0	5	5	0	8	8	1	9	10	0	6	6	0	9	9
02 鉱業小計	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	3	3
03 建設業小計	1	25	26	1	19	20	1	20	21	0	24	24	1	24	25
04 運輸交通業小計	0	3	3	0	6	6	0	4	4	0	4	4	1	7	8
05 貨物取扱小計	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	6	6
06 農林業小計	1	9	10	0	9	9	0	8	8	0	7	7	1	6	7
07 畜産・水産業小計	0	9	9	0	9	9	1	6	7	0	3	3	0	4	4
08 商業	0	9	9	0	8	8	0	7	7	0	10	10	0	9	9
09 金融広告業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
10 映画・演劇業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11 通信業	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	1	1	0	1	1
12 教育研究	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	2	2	0	6	6
13 保健衛生業	0	13	13	0	16	16	0	11	11	0	18	18	0	16	16
14 接客娯楽	0	3	3	0	3	3	0	2	2	0	4	4	0	5	5
15 清掃・と畜	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	1	1
16 官公署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 その他の事業	0	3	3	0	3	3	0	2	2	0	2	2	0	2	2
合計	2	81	83	1	82	83	3	77	80	0	87	87	3	100	103



第三次産業とは、上の表における8号から17号までの業種の合計を指す。